

令和 7 年 第 9 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和7年9月25日

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 15 番 (堺澤)

議事録署名人 16 番 (伊藤)

て生活支援をしています。

それで、支援を受ける方は14軒くらいということですが、23項目くらいの支援を行っているというような状態で、買物とか草刈りとか雪かき、それから送迎、ごみ出しっていうところで、だんだんそういうようなところが増えてきて、独り暮らしの老人の方とか、それから身障者の方やなんかが結構増えてきていて、だんだんニーズが高まって、そろそろ支援するほうもされるものくらいで落ち着いてくれるといいかなという気がして今は活動しています。

それで、人と人のつながりっていうのは非常に大切だなと思ったのは、最初に支援に入ったときにはベッドにずっと寝ているだけだった方がおられて、そこがすごい草とツタで、えらいことで、それこそ週に一遍くらいずつみんなで通って草刈りをしているうちに、だんだんその人が外に出てくるようになり、歩けるようになって、何と自転車で歩くようになって、恐ろしいくらいですが、この間はうちに電動自転車でブドウを届けていただいたということです。

やっぱり地元に住んでいて、つながりがあって、それだけでも大分元気になっていくということで、おまけはおまけですけども、支援っていうのとはまたちょっと違うのかなとは思いますが、そういうのは大切だなと思う今日この頃です。

以上です。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局 長 （入谷 吉博君）

大変ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長をお願いいたします。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

これより令和7年9月1日付、告示第4号をもって招集しました令和7年第9回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数16名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

11番 上田佳子委員、14番 宮澤秀一委員、18番 吉瀬久司委員、21番小原正隆推進委員、25番 白川眞武推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において15番 堺澤務委員、16番 伊藤宏美委員を指名いたします。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第40号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書3ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計5件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては4ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の南西1筆730㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は高齢となり農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて2件目でございます。

場所につきましては4ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の南西1筆631㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は耕作地周辺の荒廃防止のために当地を取得したい、譲渡人は現在市外在住であり農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

なお、この申請地は以前相続土地国庫帰属制度の申請を行った農地ですが、申請後、現地確認を行った関東農政局から国に譲渡するのではなく地域内の農

現在、この農地には、焼却炉や簡易な物置、あとはごみ処理業者のコンテナなどが置かれております。そのため、両者でよく話し合っただけでトラブルが起きないように処分してくださいという意見を付け加えて問題なしとしました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは2番をお願いします。

8 番 (滝沢 久美子君)

2番ですけれども、先ほど竹村さんからお話があったように、関東農政局から管理して下さる方を探してくださいということでした。

当該農地のお隣の農地を譲受人の[]が耕作されています。[]は今までも[]の農地が荒れないようにトラクターをかけたりして気を配ってくださっていきまして、農地が荒れないようにいろんなところに気を配っている方なので問題ないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは3番をお願いいたします。

16番 (伊藤 宏美君)

3番と4番は同一の意見書を発行しました。

[]の規模拡大に伴って従業員の駐車場が必要となり、[]の[]の農地をそれに充てることになりました。

また、[]から代わりの農地を探してほしいと依頼があり、近隣で探したところ、[]の農地所有者2名が譲渡を承諾して下さったとのことでした。

うち1名は[]在住のため管理が難しかったようです。

こちらの農地には、1区画には[]が植わっており、もう1区画には生け垣程度の木が数本植わっておりますが、両者で話し合っただけで了承済みとのことなので問題なしとしました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは5番、お願いします。

主 任 (竹村 直人君)

5番ですが、本日は地区主担当の白川委員と副担当の全委員が欠席であるため、いただいている意見書を事務局で読み上げさせていただきます。

譲受人の[]は、今日までこの農地を長い間借り受けて耕作していました。

農振法等でございますが、農振地域外、第1種住居地域になっております。
農地区分につきましては3種、用途地域内で見えております。
以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

6 番 (小松 伸治君)
先ほど計画変更のときに説明したとおりですので、お願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは議案第42号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第43号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（貸借）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)
議案書8ページをお開きください。
農用地利用集積等促進計画案の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。
農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。
公告年月日でございますが、令和7年10月31日でございます。
期間の終期でございますが、10年が田4,846㎡、計4,846㎡でございます。
貸手が3、借手は長野県農業開発公社のため1となります。
9ページに各筆の明細が載っております。
3名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で3筆を貸し付けるということになっております。
長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある方へ記載の内容で貸付け予定でございます。
以上について御審議をお願いします。

月 20 日となっております。

この農地の買取り予定者につきましては表の左下に記載しておりますので、御確認をお願いします。

以上、本件につきまして御審議のほどお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

この件について補足説明がある地元委員さんはいらっしゃいますか。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは議案第 44 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 44 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（売買）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 7 年第 9 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後 3 時 26 分